

福岡県公報

平成二十五年十二月十七日
第三千五百五十七号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百三十五号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの項中

特別養護老人ホーム望岳園
田川郡香春町大字鏡山四三三

を

特別養護老人ホーム望岳園	田川郡香春町大字鏡山四三三
ケアポート香春	〃 〃 大字柿下二三〇二一

に改める。